



お問い合わせは、選挙管理委員会事務局 ☎5432-2751 FAX5432-3045 へお願いします。

衆議院議員選挙

最高裁判所裁判官国民審査

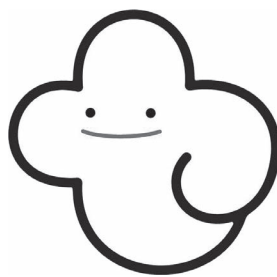
日本の未来に向けて、
貴重な一票を投じましょう。

投票日

10月27日(日)

投票時間

午前7時～午後8時



世田谷区選挙マスコット
セーボー

投票できる方

原則、次の全てを満たす方が世田谷区で投票できます。

①平成18年10月28日までに生まれていること

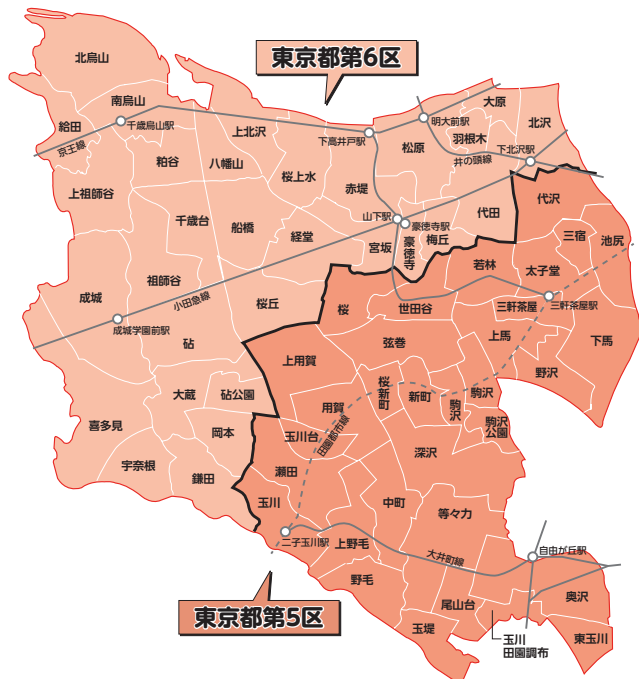
②世田谷区の選挙人名簿に登録されていること※

※日本国民で、世田谷区において住民票を作成した日(転入の届出をした日)から令和6年10月14日(祝)現在まで引き続き3か月以上住民登録がある必要があります。

選挙区が分かれています

世田谷区は、小選挙区が東京都第5区と東京都第6区に分かれています。住所地(選挙人名簿登録地)によって投票できる候補者が異なりますのでご注意ください。詳しくは、次の地図をご確認ください。

※小選挙区の区割りが改定され、若林まちづくりセンターの管轄区域(若林1～5丁目、三軒茶屋2丁目)及び上町まちづくりセンターの管轄区域(世田谷1～4丁目、桜1～3丁目、弦巻1～5丁目)は今回から東京都第5区に変更となります。



最近住所を変えた方、変える予定の方は…

住所変更の届出をした時期によって、投票可否や投票場所が異なる場合があります。詳しくは下記をご覧ください。

●世田谷区に転入の届出をした方

令和6年7月14日(日)までに転入の届出をし、令和6年10月14日(祝)現在、引き続き世田谷区に住民登録がある方は、世田谷区で投票できます。

令和6年7月15日(祝)以降に転入の届出をした方は、旧住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

●投票する日までに区外へ転出した方、する予定の方

世田谷区の選挙人名簿に登録されている方で、まだ新住所地の選挙人名簿に登録されていない方は、世田谷区で投票(または期日前投票)するか、新住所地で不在者投票をすることができます。詳しくは、世田谷区選挙管理委員会へお問い合わせください。

●区内で住所を変えた方

10月3日(木)までに区内転居の届出をした方

区内 **新** 住所地の投票所で投票できます

10月4日(金)以降に区内転居の届出をした方

区内 **旧** 住所地の投票所で投票できます

※世田谷区の選挙人名簿に登録されている方に限ります。選挙区(東京都第5区と東京都第6区)をまたがって区内転居された方は、特にご注意ください。

投票所の変更

次の住所にお住まいの方は、投票所が変わりますのでご注意ください。

変更となる方の住所	新投票所
祖師谷1丁目・2丁目5番(22～38号)、千歳台1丁目	祖師谷まちづくりセンター(祖師谷4-1-23)
喜多見8丁目・9丁目	喜多見地区会館(喜多見8-23-23)

投票所入場整理券(封書)を配達しています

1人1枚の投票所入場整理券(以下「入場整理券」)を世帯ごとに全員分同封して配達しています。ご自分のものを確認して、投票所へお持ちください。

◆紛失した場合や、届いていない場合でも、選挙人名簿で確認ができれば投票できますので、投票所(または期日前投票所)で係員にお申し出ください。なお、10月27日(日)は決められた投票所以外では投票できませんので、ご注意ください。

◆投票所では、受付の際、ご本人であるか、また、入場整理券がご本人のもので間違いのないか確認するため、お名前をお呼びしています。お名前を呼ばれたくない方は、入場整理券表面右下の□にチェック☑をしていただければ、お名前を読み上げずにご本人確認を行います。

◆封筒には、活字読み上げ機能をもった機器を使用することにより情報を聴くことができる音声コードを印刷しています。

選挙公報・審査公報を各戸の郵便受け等に配布します

配布期間については **区HPQ 18404** をご覧ください。

※10月22日(火)以降、区役所、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、区民センター、図書館等にも備え置きます。

※東京都選挙管理委員会のホームページ([HP](https://r6shugiinsen.metro.tokyo.lg.jp/) <https://r6shugiinsen.metro.tokyo.lg.jp/>)からもご覧になれます。

※音声版「選挙のお知らせ」(選挙公報・審査公報の掲載文を音声化したもの)を、区内在住で目の不自由な方へ送付します。希望される方は、選挙管理委員会へお早めにお申し込みください。過去の選挙において既に申込み済の方は申込み不要です。

選挙の詳しい情報は、区のホームページ **衆議院議員選挙特集ページ** (**区HPQ 18404**・右記二次元コード)からもご覧になれます。
前回選挙における投票日当日の時間別投票者数や期日前投票所ごとの投票者数を掲載しています。混雑緩和にご協力をお願いします。

● **区HPQ 18404** 区のホームページの検索メニュー **ページIDから探す** へ番号を入力して検索すると、**衆議院議員選挙特集ページ** をご覧になれます。



10月27日(日)に投票所へ行けない見込みの方は、 期日前投票・不在者投票をご利用ください

世田谷区役所(第2庁舎4階)：10月16日(水)～10月26日(土)／まちづくりセンター(28か所)：10月20日(日)～10月26日(土)

仕事、用事、旅行、入院、転出等の理由で、10月27日(日)に投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票・不在者投票をご利用ください。
※前回選挙の期日前投票所ごとの投票者数を [区HPQ 18404](#) に掲載しています。比較的すいている期日前投票所にお越しいたごき、混雑緩和にご協力をお願いします。

区内で期日前投票をする場合

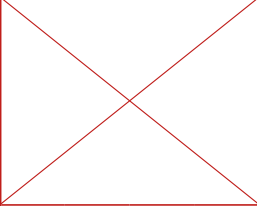
ご自分の入場整理券(届いている場合)をお持ちください。

〈期日前投票受付場所・受付期間〉

世田谷区は、小選挙区が東京都第5区と東京都第6区に分かれているため、住所地(選挙人名簿登録地)によって期日前投票の受付場所が異なります。裏面の地図でご自身の選挙区をご確認のうえ、該当の受付場所へお越しください。

※小選挙区の区割り改定に伴い、前回から受付場所が変更となっています。

※世田谷区役所(第2庁舎4階)、北沢まちづくりセンター及び二子玉川まちづくりセンターでは、東京都第5区・東京都第6区どちらにお住まいの方(選挙人名簿に登録されている方)でも期日前投票ができます。

受付場所・受付期間											
10/16	10/17	10/18	10/19	10/20	10/21	10/22	10/23	10/24	10/25	10/26	10/27
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
				世田谷区役所(第2庁舎4階)【11日間】							
				まちづくりセンター【7日間】							
				【東京都第5区】 池尻、太子堂、若林、上町、下馬、上馬、代沢、北沢、 奥沢、九品仏、等々力、上野毛、用賀、二子玉川、深沢							
				【東京都第6区】 経堂、梅丘、新代田、北沢、松原、松沢、二子玉川、 祖師谷、成城、船橋、喜多見、砧、上北沢、上祖師谷、烏山							
受付時間／午前8時30分～午後8時(土・日曜も同じ)											

指定された病院等で不在者投票をする場合

指定された病院、老人ホーム、身体障害者支援施設等に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。指定施設に該当するか等詳しくは、施設にお問い合わせください。

転出先または滞在先の区市町村の不在者投票所で投票する場合

(1) オンラインによる手続き

マイナンバーカード(署名用電子証明書付)をお持ちの方はスマートフォン等のマイナポータルアプリ(またはサイト)から投票用紙等を請求することができます。

① マイナポータルアプリ(またはサイト)を開いてログイン

② 自治体設定画面で「東京都」「世田谷区」を選択

③ トップページ「Qさがす」から「選挙」を検索

④ 「第50回衆議院議員選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票における投票用紙等の請求方法について」が表示されたら「詳しく見る」をクリックし、「申請する」を選択

⑤ 必要事項を入力して申請(投票用紙等の請求)

⑥ 世田谷区選挙管理委員会から、ご本人の希望送付先に投票用紙等を郵送

⑦ 投票用紙等が届いたら、転出先または滞在先の区市町村の不在者投票所で投票

(2) 郵送または持参による手続き

郵送または持参でも投票用紙等を請求することができます。詳しくは [区HPQ 18404](#) をご覧ください。

※郵送による手続きは日数がかかります。配達日数等も考慮し、お早めにご請求ください。

投票方法

- ①「小選挙区選挙」の投票用紙には、候補者1人の氏名を記入します。
- ②「比例代表選挙」の投票用紙には、政党等の名称を1つ記入します。
- ③「最高裁判所裁判官国民審査」の投票用紙には、裁判官の一覧が印刷されていますので、辞めさせたほうがよいと思う裁判官がいる場合は、その氏名の上の欄に「×」印を記入します。辞めさせなくてもよいと思う裁判官については、何も記入しません。

投票所における投票方法を
区公式YouTubeチャンネルで案内しています▶



在外選挙人証をお持ちの方へ

一時帰国している方や、帰国直後で国内の選挙人名簿に登録されていない方は、在外選挙人証を提示して、指定された投票所または期日前投票所で投票するほか、不在者投票をすることができます。詳しくは、在外選挙人名簿登録地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

お身体の不自由な方等へ

各投票所には、車いす、点字器、投票用紙記入補助具(※1)、虫めがね、老眼鏡、文鎮、コミュニケーションボード(※2)を用意しています。必要な方は投票所係員にお申し出ください。また、いずれの投票所も車いすでお越しいただくことができます。

※1 投票用紙を挟み、触るだけで記入する位置が判別しやすくなるケース

※2 イラストを指し示すことで自分の意思を伝えることができるボード

代理投票

疾病等によりご自分で投票用紙に書くことができない方は、お申し出により投票所係員が代筆します(ご家族等が代筆することはできません)。なお、投票の秘密は堅く守られます。

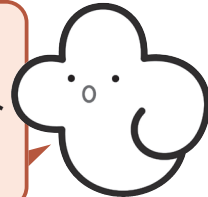
区内施設の一部が利用できなくなります

選挙のため、区内施設の一部が利用できない場合があります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。ご協力をお願いします。

お願い 投票所へのお車での来場、ペットを連れての来場はご遠慮ください。※補助犬は入場できます。

親子で投票に行こう!!

親子(家族)で投票所に来られた小学生以下のお子さんへプレゼントをご用意しています(各投票所先着300名)。
ぜひ、お子さんと一緒に投票所にお越しください。



無効票とならないように

大切な一票が無効票とならないよう、次のことにご注意ください。

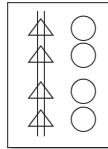
①余分なことを書かない

候補者の氏名または政党等の名称を正しく書いていながら、それ以外のこと(記号、応援メッセージ等)が書かれているために、無効票となってしまうことがあります。

②間違えて書いた場合は訂正を

間違えて書いたものは二本線で消して、横に正しいものをお書きください。

※新しい投票用紙に交換することもできます。投票所係員にお申し出ください。



選挙運動に関する注意事項

18歳以上の方は、公示日から投票日の前日まで選挙運動を行うことができますが、いくつかの注意事項があります。主な例は下表をご覧ください。

例	18歳以上	18歳未満
候補者の選挙運動員になること	○	×
ホームページ、ブログ、X ^{エックス} (旧Twitter)、 ^{ツイッター} LINE等のインターネットを使用して選挙運動をすること		
電子メールを使用して選挙運動をすること	×	
選挙運動用のホームページや電子メール等を印刷して配ること		

投票・開票速報

投票・開票の状況及び開票結果は、[区HPQ 18404](#) で随時お知らせします。
開票は10月27日(日)午後9時から、東京都第5区は大蔵第二運動場体育館(大蔵4-7-1)、東京都第6区は総合運動場体育館(大蔵4-6-1)で行います。世田谷区の選挙人名簿に登録されている方は、2か所のうちお住まいの選挙区の開票を参観することができます。